

草津市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長
橋 川 渉

草津市規則第24号

草津市指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）および介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法および施行規則で使用する用語の例による。

(指定または指定の更新を受けた旨の標示)

第3条 法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項および第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第78条の12、第115条の21および第115条の31において準用する法第70条の2第1項ならびに法第79条の2第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

(事業所情報の提供)

第4条 市長は、前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新または法第78条の2の2第5項、第78条の5各項、第82条各項、第115条の12の2第5項、第115条の15各項および第115条の25各項の規定による届出もしくは施行規則第131条の13の2第1項の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称および所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称および主たる事

務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名

- (3) 指定（更新）年月日および指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 運営規程
 - (6) 介護保険事業所番号
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- (告示)

第5条 法第78条の11、第85条、第115条の20および第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の2、第140条の31および第140条の38に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(草津市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 草津市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
 - (2) 草津市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則
 - (3) 草津市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則
- (経過措置)

3 この規則の施行の際現にある廃止前の草津市指定地域密着型サービス事業所および指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、草津市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則および草津市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第25号

草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市介護保険条例施行規則（平成12年草津市規則第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第52条 《現行どおり》	第1条～第52条 《省略》
別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》	別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》
別記様式第6号（第15条第1項関係） （別添1－1のとおり）	別記様式第6号（第15条第1項関係） （別添1－2のとおり）
別記様式第7号～別記様式第10号 《現行どおり》	別記様式第7号～別記様式第10号 《省略》
別記様式第11号（第16条第1項関係） （別添2－1のとおり）	別記様式第11号（第16条第1項関係） （別添2－2のとおり）
別記様式第12号～別記様式第19号 《現行どおり》	別記様式第12号～別記様式第19号 《省略》
別記様式第20号（第23条第1項関係） （別添3－1のとおり）	別記様式第20号（第23条第1項関係） （別添3－2のとおり）
別記様式第20号の2（第23条の2第2項関係） （別添4－1のとおり）	別記様式第20号の2（第23条の2第2項関係） （別添4－2のとおり）
別記様式第20号の3（第23条の2第3項関係） （別添5－1のとおり）	別記様式第20号の3（第23条の2第3項関係） （別添5－2のとおり）
別記様式第20号の4（第23条の2第4項関係） （別添6－1のとおり）	別記様式第20号の4（第23条の2第4項関係） （別添6－2のとおり）
別記様式第20号の5～別記様式第21号 《現行どおり》	別記様式第20号の5～別記様式第21号 《省略》
別記様式第21号の2（第24条第2項関係） （別添7－1のとおり）	別記様式第21号の2（第24条第2項関係） （別添7－2のとおり）
別記様式第21号の3（第24条第3項関係）《現行どおり》	別記様式第21号の3（第24条第3項関係）《省略》
別記様式第21号の4（第24条第4項関係） （別添8－1のとおり）	別記様式第21号の4（第24条第4項関係） （別添8－2のとおり）
別記様式第21号の5～別記様式第24号 《現行どおり》	別記様式第21号の5～別記様式第24号 《省略》
別記様式第25号（第28条第1項関係） （別添9－1のとおり）	別記様式第25号（第28条第1項関係） （別添9－2のとおり）
別記様式第26号～別記様式第55号 《現行どおり》	別記様式第26号～別記様式第55号 《省略》

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市介護保険条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、所用の調

整を加えて、これを使用することができる。

別添1～1

様式第6号（第15条第1項関係）

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書	
草津市長 宛	
受付年月日	※市記入欄 年 月 日
申請年月日	年 月 日
次のとおり申請します。	
申請書を提出した人または提出代行者名称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院） 被保険者との関係（提出代行者は記入不要） 市記入欄 ※コードを記入
住 所	〒 電話番号
介護保険被保険者番号	
被保険者名	保険者番号
被保険者証 記号	番号 枝番
フリガナ	生年月日 年 月 日
氏 名	性 別 男 ・ 女
住 所	〒 電話番号
前回の要介護認定の結果等	※要介護・要支援更新認定の場合のみ記入 要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで ※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入 転出元自治体（市町村）名 現在、転出元自治体に要介護認定・要支援認定を申請中ですか。 （既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。） はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 年 月 日
過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無（短期入所を除く）	有 ・ 無
介護保険施設・医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
主治医	主治医の氏名 医療機関名（診療科名）
所在地	〒 電話番号
第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入	
特定疾病名	
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書を、草津市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。	
本人氏名	
（保険証）	回収済 郵送返却 調査時回収

別添1～2

様式第6号（第15条第1項関係）

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書	
草津市長 宛	
受付年月日	※市記入欄 年 月 日
申請年月日	年 月 日
次のとおり申請します。	
申請書を提出した人または提出代行者名称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> ・介護医療院） 被保険者との関係（提出代行者は記入不要） 市記入欄 ※コードを記入
住 所	〒 電話番号
介護保険被保険者番号	
被保険者名	保険者番号
被保険者証 記号	番号 枝番
フリガナ	生年月日 年 月 日
氏 名	性 別 男 ・ 女
住 所	〒 電話番号
前回の要介護認定の結果等	※要介護・要支援更新認定の場合のみ記入 要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで ※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入 転出元自治体（市町村）名 現在、転出元自治体に要介護認定・要支援認定を申請中ですか。 （既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。） はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 年 月 日
過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無（短期入所を除く）	有 ・ 無
介護保険施設・医療機関等の名称等・所在地	期間 年 月 日～ 年 月 日
主治医	主治医の氏名 医療機関名（診療科名）
所在地	〒 電話番号
第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）のみ記入	
医療被保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病名	
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書を、草津市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。	
本人氏名	
（保険証）	回収済 郵送返却 調査時回収

別添2-1

様式第11号(第16条第1項関係)

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更 申請書									
草津市長 宛					受付年月日 年 月 日				
次のとおり申請します。					申請年月日 年 月 日				
申請書を提出した人または提出代行者の名称					被保険者との関係 (提出代行者は記入不要)				
住所 〒					電話番号				
介護保険者番号					個人番号				
被保険者名					保険者番号				
被保険者証 記号					番号				
フリガナ					生年月日 年 月 日				
氏名					性別 男・女				
住所 〒					電話番号				
前回の要介護認定の結果等					要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2				
変更申請の理由					有効期間 年 月 日から 年 月 日まで				
過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無(短期入所を除く)					有・無				
介護保険施設・医療機関等の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日				
主治医 主治医の氏名					医療機関名 (診療科名)				
所在地 〒					電話番号				
第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入									
特定疾病名									
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかわる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書を、草津市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。									
本人氏名									
(保険証) 回収済 郵送返却 調査時回収									

別添2-2

様式第11号(第16条第1項関係)

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更 申請書									
草津市長 宛					受付年月日 年 月 日				
次のとおり申請します。					申請年月日 年 月 日				
申請書を提出した人または提出代行者の名称					被保険者との関係 (提出代行者は記入不要)				
住所 〒					電話番号				
介護保険者番号					個人番号				
被保険者名					保険者番号				
被保険者証 記号					番号				
フリガナ					生年月日 年 月 日				
氏名					性別 男・女				
住所 〒					電話番号				
前回の要介護認定の結果等					要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2				
変更申請の理由					有効期間 年 月 日から 年 月 日まで				
過去6月間の介護保険施設・医療機関等入院、入所の有無(短期入所を除く)					有・無				
介護保険施設・医療機関等の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日				
主治医 主治医の氏名					医療機関名 (診療科名)				
所在地 〒					電話番号				
第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入									
医療保険者名					医療保険被保険者証記号番号				
特定疾病名									
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかわる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見および主治医意見書を、草津市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者もしくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師または認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。									
本人氏名									
(保険証) 回収済 郵送返却 調査時回収									

別添3-1

様式第20号(第23条第1項関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書									
フリガナ					保険者番号				
被保険者氏名					被保険者番号				
生年月日 年 月 日生					個人番号				
住所 〒					電話番号				
福祉用具名 (種目名および商品名)					製造事業者名および 販売事業者名				
購入金額					購入日				
福祉用具が必要な理由					草津市長 宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)福祉用具購入費の支給を申請します。 申請者 住所 氏名 (事業所名) 電話番号 被保険者との続柄				
注意・この申請書の裏面に、領収証(原本複製必須・写し可)および福祉用具のパフレット等を添付してください。 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。									
居宅介護(支援)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。									
口座振替依頼欄		銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号	
		金融機関コード		店舗コード		1普通預金 2当座預金 3その他			
フリガナ		口座名義人							

別添3-2

様式第20号(第23条第1項関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請書									
フリガナ					保険者番号				
被保険者氏名					被保険者番号				
生年月日 年 月 日生					個人番号				
住所 〒					電話番号				
福祉用具名 (種目名および商品名)					製造事業者名および 販売事業者名				
購入金額					購入日				
福祉用具が必要な理由					草津市長 宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)福祉用具購入費の支給を申請します。 申請者 住所 氏名 (事業所名) 電話番号 被保険者との続柄				
注意・この申請書の裏面に、領収証および福祉用具のパフレット等を添付してください。 ・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。									
居宅介護(支援)福祉用具購入費を下記の口座に振り込んでください。									
口座振替依頼欄		銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号	
		金融機関コード		店舗コード		1普通預金 2当座預金 3その他			
フリガナ		口座名義人							

別添4－1

様式第20号の2(第23条の2第2項関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前申請書(受領委任払い用)									
フリガナ		保険者番号		252064					
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日		年		月		日生			
住所		〒		要介護度		年 月 日～			
電話番号		介護認定		期		年 月 日			
福祉用具名 (種目名および商品名)		製造事業者名および 販売事業者名		購入見積金額		購入予定日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
本人の心身状況及び福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等									
福祉用具貸与状況		1 車いす関連 2 特殊寝台関連 3 床ずれ防止用具 4 体位変換器 5 手すり 6 歩行器		7 歩行補助つえ 8 徘徊感知機器 9 移動用リフト 10 スロープ 11 自動排泄処理装置		福祉用具 購入状況			
						1 標準便座 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 3 補助用具 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具の部分 6 排泄予測支援機器 7 固定用スロープ 8 歩行器(歩行車を除く) 9 歩行補助つえ(杖薬つえを除く)			
住宅改修の有無		・無し ・有り		1 手すりの取付け(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 2 段差の解消(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 3 床材の変更(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 4 引き戸などへの扉の取替え 5 洋式便器などへの便器の取替え					
		居宅介護支援事業者名等				記載担当者			
草津市長宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)福祉用具購入費支給の事前承認を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (事業所名) 被保険者との続柄									
注意・この申請書の裏面に、福祉用具のパンフレット等概要のわかる書類および見積書を添付してください。 ・「福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。 ・「福祉用具貸与状況」、「福祉用具購入状況」については該当する品目に○をしてください。 ・「住宅改修の内容」については、過去に行った改修内容、今回予定している改修内容について該当項目に○をしてください。									

別添4－2

様式第20号の2(第23条の2第2項関係)

介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前申請書(受領委任払い用)									
フリガナ		保険者番号		252064					
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日		年		月		日生			
住所		〒		要介護度		年 月 日～			
電話番号		介護認定		期		年 月 日			
福祉用具名 (種目名および商品名)		製造事業者名および 販売事業者名		購入見積金額		購入予定日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
				円		年 月 日			
本人の心身状況及び福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等									
福祉用具貸与状況		1 車いす関連 2 特殊寝台関連 3 床ずれ防止用具 4 体位変換器 5 手すり 6 歩行器		7 歩行補助つえ 8 徘徊感知機器 9 移動用リフト 10 スロープ 11 自動排泄処理装置		福祉用具 購入状況			
						1 標準便座 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 3 補助用具 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具の部分 6 排泄予測支援機器			
住宅改修の有無		・無し ・有り		1 手すりの取付け(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 2 段差の解消(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 3 床材の変更(外・玄関・廊下・居室・浴室・トイレ・その他) 4 引き戸などへの扉の取替え 5 洋式便器などへの便器の取替え					
		居宅介護支援事業者名等				記載担当者			
草津市長宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)福祉用具購入費支給の事前承認を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (事業所名) 被保険者との続柄									
注意・この申請書の裏面に、福祉用具のパンフレット等概要のわかる書類および見積書を添付してください。 ・「福祉用具給付により改善しようとしている生活内容・動作・介護負担の軽減内容等」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。 ・「福祉用具貸与状況」、「福祉用具購入状況」については該当する品目に○をしてください。 ・「住宅改修の内容」については、過去に行った改修内容、今回予定している改修内容について該当項目に○をしてください。									

別添5－1

様式第20号の3(第23条の2第3項関係)

様		滋賀県草津市長	
介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前承認通知書			
事前承認申請のあった介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給について、申請どおりの購入内容について承認します。			
記			
被保険者氏名		被保険者番号	
計画申請日		承認決定日	
事前承認額	円		

・問い合わせ先
電話番号

別添5－2

様式第20号の3(第23条の2第3項関係)

様		滋賀県草津市長	
介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給事前承認通知書			
事前承認申請のあった介護保険居宅介護(予防)福祉用具購入費支給について、申請どおりの購入内容について承認します。			
記			
被保険者氏名		被保険者番号	
計画申請日		承認決定日	
購入予定日		購入見込金額 (※支給限度額/残額)	円

・問い合わせ先
電話番号

別添 6－1

様式第 2 0 号の 4 (第 2 3 条の 2 第 4 項関係)

介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

(受領委任払い用)

フリガナ			保険者番号	252064			
被保険者氏名			被保険者番号				
			個人番号				
生年月日	年 月 日 生						
住 所	〒 電話番号		要介護度				
			介護認定 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
福 祉 用 具 名 (備目名および商品名)	製造事業者名および 販 売 事 業 者 名	購入金額 (支給申請額)	購入日				
		円 (円)	年 月 日				
		円 (円)	年 月 日				
		円 (円)	年 月 日				
	購入金額の合計	円					
支給申請額の合計	円						
草 津 市 長 宛							
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（予防）福祉用具購入費支給を申請します。 年 月 日							
申請者	住 所	電話番号					
	氏 名						
	(事業所名)						
	被保険者との続柄						

注意

・支給申請額は合計金額の 9 割または 8 割の金額を記入して下さい。なお、金額に端数が出た場合は切り捨てして下さい。

・この申請書に、請求書（本人負担額分）、領収書（本人負担額分、**原本確認必須・写し可**）を添付して下さい。

別添 6－2

様式第 2 0 号の 4 (第 2 3 条の 2 第 4 項関係)

介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

(受領委任払い用)

フリガナ			保険者番号	252064			
被保険者氏名			被保険者番号				
			個人番号				
生年月日	年 月 日 生						
住 所	〒 電話番号		要介護度				
			介護認定 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
福 祉 用 具 名 (備目名および商品名)	製造事業者名および 販 売 事 業 者 名	購入金額 (支給申請額)	購入日				
		円 (円)	年 月 日				
		円 (円)	年 月 日				
		円 (円)	年 月 日				
	購入金額の合計	円					
支給申請額の合計	円						
草 津 市 長 宛							
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（予防）福祉用具購入費支給を申請します。 年 月 日							
申請者	住 所	電話番号					
	氏 名						
	(事業所名)						
	被保険者との続柄						

注意

・支給申請額は合計金額の 9 割または 8 割の金額を記入して下さい。なお、金額に端数が出た場合は切り捨てして下さい。

・この申請書に、請求書（本人負担額分）、領収書（本人負担額分・原本）を添付して下さい。

別添 7－1

様式第 2 1 号の 2 (第 2 4 条第 2 項関係)

様

滋賀県草津市長

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給事前承認通知書

事前承認申請のあった介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給について、申請どおりの施工内容について承認します。

被保険者氏名		被保険者番号	
計画申請日		承認決定日	
事前承認額	円		

・問い合わせ先

電話番号

別添 7－2

様式第 2 1 号の 2 (第 2 4 条第 2 項関係)

様

滋賀県草津市長

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給事前承認通知書

事前承認申請のあった介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給について、申請どおりの施工内容について承認します。

被保険者氏名		被保険者番号	
計画申請日		承認決定日	
施工予定日		改修対象見込金額 (※支給限度額／残額)	円 円

・問い合わせ先

電話番号

別添 8-1

様式第21号の4(第24条第4項関係)

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

年 月 日

草津市長宛

申請者	住 所			
	氏 名 (事業所名)			
	本人との続柄		電話番号	

次のとおり、介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給を次の関係書類を添えて申請します。

[illegible]

備考 この申請書には、改修費用の請求書の写し、領収書（原本確認必須・写し可）および改修後の写真（撮影日が記入されているもの）を添付してください。
なお、助成を交付される場合には、下記の口座に振り込まれるよう依頼します。

口座振込 依頼欄	銀行 協 信金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種 目		口 座 番 号	
	金融機関コード		店舗コード		1	普通預金		
					2	当座預金		
					3	その他		
フリガナ								
口座名義人		本人との続柄()						

備考 振込口座は、本人または申請者の名義のもので、郵便局以外の金融機関を記入してください。

別添 8-2

様式第21号の4(第24条第4項関係)

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

年 月 日

草津市長宛

申請者	住 所			
	氏 名 (事業所名)			
	本人との続柄		電話番号	

次のとおり、介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給を次の関係書類を添えて申請します。

フリガナ			被保険者番号																	
氏名			個人番号																	
生年月日	年	月	日	生	年齢		歳													
住所																				
住宅の所有者	本人との関係()																			
改修箇所	内 容														数 量					
過去の助成の有 無		有 ・ 無		助 成 を 受 け た 額																円
改 修 費 用		円														給 付 額		円		
着工した日		年	月	日	竣工した日		年	月	日											

備考 この申請書には、改修費用の請求書の写し、領収書の原本および改修後の写真（撮影日が記入されているもの）を添付してください。

なお、助成を交付される場合には、下記の口座に振り込まれるよう依頼します。

口座振込 依頼欄	銀行 農協 信用金庫 信用組合 金融機関コード	本店 支店 出張所 店舗コード	帳目	口座番号							
			1 普通預金								
			2 当座預金								
			3 その他								
	フリガナ										
	口座名義人	本人との続柄()									

備考 振込口座は、本人または申請者の名義のもので、郵便局以外の金融機関を記入してください。

別添 9-1

様式第25号(第28条第1項関係)

年 月 日

草津市長 宛
次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			被保険者番号											
被保険者氏名			個人番号											
生年月日	年	月	日											
住所	連絡先													
入所（院）した介護保険施設の所在地および名称（※）	〒			連絡先										
入所（院）年月日（※）	年	月	日	（※）介護保険施設に入所（留）していない場合およびジョイントケアを利用している場合は、記入不要です。										
配偶者の有無	有 ・ 無			左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。										
フリガナ														
氏名														
生年月日	年	月	日	個人番号										
住所	連絡先													
本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合は）														
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税													

収入等に関する申告	☐	①生活保護受給者、②市町村民世帯非課税である老齢福祉年金受給者							
	☐	③市町村民世帯非課税者であって、市町村民収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年間50万円以下である (受給している年金にのみしてください)							
収入等に関する申告	☐	④市町村民世帯非課税者であって、市町村民収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年間80万円を超え、120万円以下である (受給している年金にのみしてください)							
	☐	⑤市町村民世帯非課税者であって、市町村民収入額と合計所得金額と【遺族年金・障害年金】収入額の合計額が年間120万円を超え、150万円以下である (受給している年金にのみしてください)							
預貯金等に関する申告		預貯金、有価証券等の金額の合計が⑥の方は1000万円(夫婦2000万円)、⑦の方は650万円(夫婦1650万円)、⑧の方は550万円(夫婦1550万円)、⑨の方は500万円(夫婦1500万円)以下です。 ※第2号被保険者の場合、③～⑨の方は1000万円(夫婦は2000万円)以下です。							
		※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり							
預貯金	円	有価証券 (評価計算額)	円	その他 (詳細を別添)	円	()	円		

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。	
申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者、パートナーシップ宣誓を結んでいる者（宣誓書等無効としてはいく）を指すものとします。
- (2) 予定世帯員としては、同じ世帯の世帯主を複数名含むことができます。世帯主は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 世帯主、余任（余任は世帯主の同意を得た上で世帯に加入する）の2名が記入してください。
- (4) 世帯の申告により世帯に特定介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額より最大2倍の加算を決定していただくことがあります。

同意書

草津市長 宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者または銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私および私の配偶者（内縁関係の者、**パートナーシップ宣誓を結んでいる者**を含む。以下同じ。）の課税状況および保有する預貯金ならびに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、草津市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私および私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所

氏名

＜配偶者＞

住所

氏名

市記入欄(これより下の欄は記入しないでください。)

該 当 区 分		交付年月日		
1	☐ 老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税者 ☐ 被保護者 ☐ 負担額が第1段階であれば被保護者とならない者	1段階	年 月 日	
			適用年月日	
2	☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の者 ☐ 負担額が第2段階であれば被保護者とならない者	2段階	年 月 日から 年 月 日まで	
3	☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の者 ☐ 負担額が第3段階①であれば被保護者とならない者	3段階 ①	備考	
4	☐ 住民税世帯非課税者であって、合計所得金額と年金収入額の合計額が120万円を超える者	3段階 ②	課税	係長 担当
5	☐ 上記に該当しない者	4段階		

2 管理状況の報告は、管理計画認定マンション管理状況報告書（別記様式第4号）により行うものとする。

（改善命令）

第7条 法第5条の9の規定による命令は、管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（管理の取りやめの申出）

第8条 法第5条の10第1項第2号の規定による申出は、管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書（別記様式第6号）により行うものとする。

（認定の取消しの通知）

第9条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定管理計画の認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（公表）

第10条 市長は、法第5条の4の規定による認定をし、かつ、申請者が同意したときは、当該管理計画認定マンションの名称、所在地その他の事項を公表することができる。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第4条関係）

管理計画の認定申請取下届出書

年 月 日

草津市長 宛

届出者 住所
氏名

草津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定により、申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

記

- 申請年月日 年 月 日
- マンションの名称
- マンションの所在地
- 取り下げる理由

様式第2号（第5条関係）

管理計画不認定通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあったマンションの管理に関する計画については、認定（認定の更新・変更の認定）をしないこととしましたので、草津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第5条の規定により次のとおり通知します。

記

・認定（認定の更新・変更の認定）をしない理由

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表とする者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第6条第1項関係）

管理計画認定マンション管理状況報告徴収書

年 月 日

様

草津市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、次のとおり管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

記

1 報告を求める管理計画認定マンション

(1) 認定コード

(2) 認定年月日 年 月 日

（変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日）

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 期限および報告先

(1) 期限 年 月 日

(2) 報告先 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市役所都市計画部建築政策課

様式第 4 号（第 6 条第 2 項関係）

管理計画認定マンション管理状況報告書

年 月 日

草津市長 宛

認定管理者等 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで報告を求められた管理計画認定マンションの管理状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日)
- 3 報告内容

(注意)

- 1 報告内容に関する必要書類を添付してください。
- 2 報告内容に疑義等がある場合は、別途補足説明を求めることがあります。

様式第 5 号（第 7 条関係）

管理計画認定マンションの管理に係る改善命令書

年 月 日

様

草津市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 9 の規定により、次のとおり管理計画認定マンションの管理の改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 改善の措置を命ずる管理計画認定マンション
(1) 認定コード
(2) 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日)
- 2 改善の措置の内容
- 3 改善の期限

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表とする者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号（第 8 条関係）

管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

草津市長 宛

認定管理者等 住 所
氏 名
電話番号

認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、草津市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第 8 条の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日)
- 3 管理を取りやめる理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

認定管理計画の認定取消通知書

年 月 日

様

草津市長

マンションの管理に関する計画に係る認定（変更の認定）について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 1 0 第 1 項の規定により認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

記

- 1 認定コード
- 2 認定年月日 年 月 日
(変更認定を行った場合は、直近の認定コード・認定年月日)
- 3 認定を取り消した理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表とする者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第27号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則(平成4年草津市規則第9号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり>	第1条 <省略>
第2条 部の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 <現行どおり> 総務部 総務課 法令遵守・法務文書係 財産管理係 財政課 財政係 契約検査課 契約検査係 税務課 諸税管理係 市民税係 資産税係 納税課 納税係 まちづくり協働部 <現行どおり> 環境経済部 <現行どおり> 健康福祉部 <現行どおり> 子ども未来部 <現行どおり> 都市計画部 都市計画課 計画係 景観係 都市地域戦略課 <u>都市地域戦略係</u> 交通政策課 交通政策係 開発調整課 開発調整係 建築政策課 建築指導係 住まい政策係 公共建築課 建築係 設備係 <u>ファシリティマネ ジメント推進係</u> 建設部 道路課 管理用地係 道路係 河川課 河川係 公園緑地課 管理・ロータス研究係 整備係 草津川跡地整備課 整備管理係 プール整備事業推進室 整備係 土木管理課 管理係 国県事業推進係 <u>市営住宅課 市営住宅係</u> 上下水道部 <現行どおり> (施設等の所属) 第3条 条例に基づき設置された施設および機関の所 属は、次のとおりとする。	第2条 部の内部組織は、次のとおりとする。 総合政策部 <省略> 総務部 総務課 法令遵守・法務文書係 財産管理係 <u>フ ァシリティマネジメント推進係</u> 財政課 財政係 契約検査課 契約検査係 税務課 諸税管理係 市民税係 資産税係 納税課 納税係 まちづくり協働部 <省略> 環境経済部 <省略> 健康福祉部 <省略> 子ども未来部 <省略> 都市計画部 都市計画課 計画係 景観係 都市地域戦略課 <u>都市再生係 地域振興係</u> 交通政策課 交通政策係 開発調整課 開発調整係 建築政策課 建築指導係 住まい政策係 公共建築課 建築係 設備係 建設部 道路課 管理用地係 道路係 河川課 河川係 公園緑地課 管理・ロータス研究係 整備係 草津川跡地整備課 整備管理係 プール整備事業推進室 整備係 土木管理課 管理係 国県事業推進係 <u>住宅課 住宅管理係</u> 上下水道部 <省略> (施設等の所属) 第3条 条例に基づき設置された施設および機関の所 属は、次のとおりとする。

改正後			改正前		
所属		施設等	所属		施設等
部	課		部	課	
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
環境経済部	資源循環推進課	クリーンセンター	環境経済部	＜改正後に新設＞	クリーンセンター
	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞		＜省略＞	＜省略＞
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
第4条～第5条　＜現行どおり＞ （課等の分掌事務）			第4条～第5条　＜省略＞ （課等の分掌事務）		
第6条　＜現行どおり＞ 総合政策部			第6条　＜省略＞ 総合政策部		
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞		＜省略＞	＜省略＞	
経営戦略課	＜改正前を削る＞		経営戦略課	(1)　ファシリティマネジメントに基づく公共施設の再配置等に関する こと。	
	＜改正前を削る＞			(2)　公共施設等総合管理計画に関する こと。	
	(1)～(5)　＜現行どおり＞ (6)　指定管理に関すること。 (7)～(15)　＜現行どおり＞			(3)～(7)　＜省略＞ ＜改正後に新設＞ (8)～(16)　＜省略＞	
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞		＜省略＞	＜省略＞	
総務部			総務部		
総務課	(1)～(15)　＜現行どおり＞ ＜改正前を削る＞		総務課	(1)～(15)　＜省略＞ (16)　指定管理に関すること。	
	(16)～(32)　＜現行どおり＞ ＜改正前を削る＞			(17)～(33)　＜省略＞ (34)　公共施設の維持管理費の縮減に 関すること。	
	＜改正前を削る＞			(35)　公共施設の維持管理の効率化に 関すること。	
	＜改正前を削る＞			(36)　公共施設の長寿命化に係る計画的な工事の実施および工事費の縮減・平準化に関する こと。	
	＜改正前を削る＞			(37)　公共施設の維持管理に係る各種法定点検の適正な実施に関する こと。	
	＜改正前を削る＞			(38)　公共施設包括管理委託業務に関する こと。	

改正後		改正前	
	《改正前を削る》 《改正前を削る》 (33)～(46) 《現行どおり》		(39) 想定されるリスクや社会動向に応じた施設性能の実現に関すること。 (40) その他ファシリティマネジメントに関すること（公共施設の再配置等に関するものを除く。）。 (41)～(54) 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
まちづくり協働部		まちづくり協働部	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
市民課	(1)～(18) 《現行どおり》 《改正前を削る》 (19)～(20) 《現行どおり》	市民課	(1)～(18) 《省略》 (19) 相続税法（昭和25年法律第73号）の規定による通知に関すること。 (20)～(21) 《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
環境経済部		環境経済部	
農林水産課	(1)～(24) 《現行どおり》 (25) <u>担当する専門理事</u>、部内および担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (26) 《現行どおり》	農林水産課	(1)～(24) 《省略》 (25) 部内および担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (26) 《省略》
商工観光 労政課	(1)～(5) 《現行どおり》 (6) <u>一般社団法人草津市観光物産協会</u>に関すること。 (7)～(12) 《現行どおり》 (13) 草津市産業振興計画に関すること。 (14)～(25) 《現行どおり》	商工観光 労政課	(1)～(5) 《省略》 (6) 観光物産協会に関すること。 (7)～(12) 《省略》 《改正後に新設》 (13)～(24) 《省略》
環境政策課	(1)～(14) 《現行どおり》 (15) 市指定ごみ袋およびボランティア清掃用ごみ袋の本庁窓口での<u>交</u><u>付</u>に関すること。 (16)～(18) 《現行どおり》	環境政策課	(1)～(14) 《省略》 (15) 市指定ごみ袋およびボランティア清掃用ごみ袋の本庁窓口での<u>配</u><u>布</u>に関すること。 (16)～(18) 《省略》
温暖化対策室	(1)～(3) 《現行どおり》 (4) 省エネルギーおよび<u>再生可能</u>エネルギーに関すること。 (5) 《現行どおり》	温暖化対策室	(1)～(3) 《省略》 (4) 省エネルギーおよび<u>新</u>エネルギーに関すること。 (5) 《省略》

改正後		改正前	
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞
健康福祉部		健康福祉部	
健康福祉政策課	(1)～(3) ＜現行どおり＞ (4) <u>避難行動要支援者</u> の登録に関する こと。 (5)～(12) ＜現行どおり＞	健康福祉政策課	(1)～(3) ＜省略＞ (4) <u>災害時要援護者</u> の登録に関する こと。 (5)～(12) ＜省略＞
人とからしのサポートセンター	(1)～(10) ＜現行どおり＞ (11) 低所得者支援臨時給付金に関する こと。 (12) 定額減税補足給付金に関する こと。 (13) ＜現行どおり＞	人とからしのサポートセンター	(1)～(10) ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ (11) ＜省略＞
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞
保険年金課	(1)～(3) ＜現行どおり＞ (4) <u>被保険者の資格</u> および被保険者 証に関すること。 (5)～(24) ＜現行どおり＞	保険年金課	(1)～(3) ＜省略＞ (4) <u>被保険者台帳</u> および被保険者証 に関すること。 (5)～(24) ＜省略＞
子ども未来部		子ども未来部	
子ども・若者政策課	(1) こども基本法に規定するこども 施策の総合的な推進に関すること。 (2) こども基本法に規定する市町村 こども計画に関すること。 (3)～(12) ＜現行どおり＞ (13) <u>担当する理事</u> 、部内および担当 する副部長所管事務に係る所属の 連絡調整に関すること。 (14) ＜現行どおり＞	子ども・若者政策課	＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ (1)～(10) ＜省略＞ (11) 部内および担当する副部長所管 事務に係る所属の連絡調整に関す ること。 (12) ＜省略＞
子ども家庭・若者課	(1)～(8) ＜現行どおり＞ (9) 児童虐待防止に関すること（た だし、家庭児童相談室、子育て相 談センターおよび発達支援センタ ーの所掌する事務を除く。）。 (10)～(11) ＜現行どおり＞	子ども家庭・若者課	(1)～(8) ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ (9)～(10) ＜省略＞
家庭児童相談室	(1) ＜現行どおり＞ (2) 児童虐待防止に関すること（た だし、 <u>子ども家庭・若者課</u> 、子育 て相談センターおよび発達支援セ ンターの所掌する事務を除く。）。 (3)～(6) ＜現行どおり＞	家庭児童相談室	(1) ＜省略＞ (2) 児童虐待防止に関すること（た だし、子育て相談センターおよび 発達支援センターの所掌する事務 を除く。）。 (3)～(6) ＜省略＞

改正後		改正前	
子育て相談センター	(1)～(9) ≪現行どおり≫ (10) 児童虐待防止に関すること（ただし、 <u>子ども家庭・若者課</u> 、家庭児童相談室および発達支援センターの所掌する事務を除く。）。 (11)～(12) ≪現行どおり≫	子育て相談センター	(1)～(9) ≪省略≫ (10) 児童虐待防止に関すること（ただし、家庭児童相談室および発達支援センターの所掌する事務を除く。）。 (11)～(12) ≪省略≫
発達支援センター	(1)～(2) ≪現行どおり≫ (3) 児童虐待防止に関すること（ただし、 <u>子ども家庭・若者課</u> 、家庭児童相談室および子育て相談センターに所掌する事務を除く。）。 (4)～(12) ≪現行どおり≫	発達支援センター	(1)～(2) ≪省略≫ (3) 児童虐待防止に関すること（ただし、家庭児童相談室および子育て相談センターに所掌する事務を除く。）。 (4)～(12) ≪省略≫
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪省略≫	≪省略≫
都市計画部		都市計画部	
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪省略≫	≪省略≫
都市地域戦略課	(1)～(5) ≪現行どおり≫ (6) <u>都市再生推進法人</u> に関すること。 (7)～(12) ≪現行どおり≫	都市地域戦略課	(1)～(5) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (6)～(11) ≪省略≫
交通政策課	(1)～(4) ≪現行どおり≫ (5) 地域公共交通活性化再生協議会、地域公共交通会議、 <u>有償運送運営協議会および地域公共交通運賃協議会</u> の運営に関すること。 (6)～(15) ≪現行どおり≫	交通政策課	(1)～(4) ≪省略≫ (5) 地域公共交通活性化再生協議会、地域公共交通会議 <u>および有償運送運営協議会</u> の運営に関すること。 (6)～(15) ≪省略≫
≪現行どおり≫	≪現行どおり≫	≪省略≫	≪省略≫
建築政策課	(1)～(11) ≪現行どおり≫ (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上 <u>等</u> に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出書の受付、審査および指導等に関すること。 (13)～(22) ≪現行どおり≫ (23) <u>住生活基本計画</u> に関すること。 (24) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に関すること。 (25)～(26) ≪現行どおり≫	建築政策課	(1)～(11) ≪省略≫ (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく届出書の受付、審査および指導等に関すること。 (13)～(22) ≪省略≫ (23) <u>住宅マスタープラン</u> に関すること。 ≪改正後に新設≫ (24)～(25) ≪省略≫

改正後		改正前	
公共建築課	(1) 公共施設等総合管理計画に関すること。 (2) 市有建築物の維持管理費の縮減に関すること。 (3) 市有建築物の維持管理の効率化に関すること。 (4) 市有建築物の長寿命化に係る計画的な工事の実施および工事費の縮減・平準化に関すること。 (5) 市有建築物の維持管理に係る各種法定点検の適正な実施に関すること。 (6) 市有建築物包括管理委託業務に関すること。 (7) 想定されるリスクや社会動向に応じた市有建築物の性能の実現に関すること。 (8) その他市有建築物のファシリティマネジメントに関すること。 (9)～(13) <現行どおり>	公共建築課	<改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> (1)～(5) <省略>
建設部		建設部	
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
草津川跡地整備課	(1)～(2) <現行どおり> (3) 市道草津川跡地大路草津中央線および市道草津川堤出屋敷線(線路上部)の一部の管理に関すること。 (4)～(7) <現行どおり>	草津川跡地整備課	(1)～(2) <省略> (3) 市道草津川跡地大路草津中央線の管理に関すること。 (4)～(7) <省略>
プール整備事業推進室	(1)～(3) <現行どおり> (4) 担当する専門理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (5) <現行どおり>	プール整備事業推進室	(1)～(3) <省略> (4) 担当する理事所管事務に係る所属の連絡調整に関すること。 (5) <省略>
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
市営住宅課	<現行どおり>	住宅課	<省略>
上下水道部	<現行どおり>	上下水道部	<省略>

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

第 2 条 草津市附属機関運営規則(平成 25 年規則第 35 号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第11条 <現行どおり> 別表第1（第2条、第10条関係）			第1条～第11条 <省略> 別表第1（第2条、第10条関係）		
附属機関の名称	委員資格者	所属	附属機関の名称	委員資格者	所属
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>
草津市農業委員会委員選考委員会	(1)～(4) <現行どおり> (5) <u>環境経済部専門理事（農林水産担当）</u> (6) <現行どおり>	環境経済部農林水産課	草津市農業委員会委員選考委員会	(1)～(4) <省略> (5) <u>環境経済部長</u> (6) <省略>	環境経済部農林水産課
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>
草津市営住宅審議会	(1)～(4) <現行どおり>	建設部 <u>市営住宅課</u>	草津市営住宅審議会	(1)～(4) <省略>	建設部 <u>住宅課</u>
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>
別表第2～別表第5 <現行どおり>			別表第2～別表第5 <省略>		

（草津市職員の給与に関する規則）

第3条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第44条 <現行どおり> 別表第1（第3条第1項、第27条の3第1項関係） （別添1－1のとおり） 別表第2～別表第3 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第6号 <現行どおり>	第1条～第44条 <省略> 別表第1（第3条第1項、第27条の3第1項関係） （別添1－2のとおり） 別表第2～別表第3 <省略> 別記様式第1号～別記様式第6号 <省略>

（草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則）

第4条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第39条 <現行どおり> 別表第1（第3条関係） 級別職務表 1 一般行政職給料表級別職務表	第1条～第39条 <省略> 別表第1（第3条関係） 級別職務表 1 一般行政職給料表級別職務表
職務の級	職務の名称
7級	政策監、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、 <u>こども家庭センター所長</u> 、教育部副部長、会計管理者、主
職務の級	職務の名称
7級	政策監、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長、議会事務局長、上下水道部長、教育部長、副部長、教育部副部長、会計管理者、主監、議会事務局次長、監査

改正後		改正前	
	監、議会事務局次長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長の職務		委員事務局長、農業委員会事務局長の職務
6級	課長、参事、統括研究員、チーフディレクター、館長（史跡草津宿本陣館長および南草津図書館長を除く。）、室長、所長（福祉事務所長、 <u>こども家庭センター所長、クリーンセンター所長</u> および第二学校給食センター所長を除く。)	6級	課長、参事、統括研究員、チーフディレクター、館長（史跡草津宿本陣館長および南草津図書館長を除く。）、室長、所長（福祉事務所長および第二学校給食センター所長を除く。)
5級	課長補佐、副参事、館長補佐、室長補佐、所長補佐、 <u>クリーンセンター所長</u> 、第二学校給食センター所長、草津宿街道交流館副館長、史跡草津宿本陣館長、図書館副館長、南草津図書館長の職務	5級	課長補佐、副参事、館長補佐、室長補佐、所長補佐、第二学校給食センター所長、草津宿街道交流館副館長、史跡草津宿本陣館長、図書館副館長、南草津図書館長の職務
4級	係長、副係長、専門員、南草津図書館副館長の職務	4級	係長、副係長、専門員、南草津図書館副館長の職務
3級	主査の職務	3級	主査の職務
2級	主任の職務	2級	主任の職務
1級	主事、栄養士の職務	1級	主事、栄養士の職務
2 医療職給料表 <現行どおり>		2 医療職給料表 <省略>	
3 幼児教育職給料表 <現行どおり>		3 幼児教育職給料表 <省略>	
別表第2～別表第8 <現行どおり>		別表第2～別表第8 <省略>	

（草津市出納員規則の一部改正）

第5条 草津市出納員規則（平成6年草津市規則第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第11条 <現行どおり>		第1条～第11条 <省略>	
別表第1（第3条第1項関係）		別表第1（第3条第1項関係）	
設置箇所	出納員	設置箇所	出納員
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
建設部 <u>市営住宅課</u>	課長	建設部 <u>住宅課</u>	課長
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
出納員	委任する事務	出納員	委任する事務
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
建設部 <u>市営住宅課長</u>	次に掲げるものの収納 (1)～(3) <現行どおり>	建設部 <u>住宅課長</u>	次に掲げるものの収納 (1)～(3) <省略>
<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>
別表第3（第7条第2項関係） <現行どおり>		別表第3（第7条第2項関係） <省略>	

(草津市営住宅条例施行規則)

第6条 草津市営住宅条例施行規則(平成9年草津市規則第34号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第38条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第15号 《現行どおり》 別記様式第16号(第9条の2、第10条第2項関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第17号(第10条第3項関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第18号(第10条第4項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第19号～別記様式第40号 《現行どおり》 別記様式第41号(第25条第1項関係) (別添5-1のとおり) 別記様式42号～別記様式51号 《現行どおり》	第1条～第38条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第1号～別記様式第15号 《省略》 別記様式第16号(第9条の2、第10条第2項関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第17号(第10条第3項関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第18号(第10条第4項関係) (別添4-2のとおり) 別記様式第19号～別記様式第40号 《省略》 別記様式第41号(第25条第1項関係) (別添5-2のとおり) 別記様式42号～別記様式51号 《省略》

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別添 1－1				
別表第 1（第 3 条第 1 項、第 2 7 条の 3 第 1 項関係）				
区分	管理職手当を支給する 職	管理職手当 額	管理職員特別勤務手当 額	
			条例第 2 0 条の 2 第 3 項第 1 号	条例第 2 0 条の 2 第 3 項第 2 号
市長の 部局	政策監、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長	9 2, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
	副部長、草津未来研究所副所長、 <u>こども家庭センター所長</u> 、会計管理者	8 0, 2 0 0 円	8, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
	主監	7 5, 8 0 0 円	8, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
	室長、課長、参事、統括研究員、チーフディレクター、保健師長、所長（福祉事務所長、 <u>こども家庭センター所長</u> および <u>クリーンセンター所長</u> を除く。）、館長、園長	6 6, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	4, 3 0 0 円
	室長補佐、課長補佐、副参事、所長補佐、 <u>クリーンセンター所長</u> 、館長補佐、副保健師長、副所長、副園長	5 9, 3 0 0 円	4, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円
《現行 どおり 》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

別添 1－2				
別表第 1（第 3 条第 1 項、第 2 7 条の 3 第 1 項関係）				
区分	管理職手当を支給する 職	管理職手当 額	管理職員特別勤務手当 額	
			条例第 2 0 条の 2 第 3 項第 1 号	条例第 2 0 条の 2 第 3 項第 2 号
市長の 部局	政策監、技監、部長、理事、専門理事、危機管理監、法令遵守監、福祉事務所長	9 2, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円
	副部長、草津未来研究所副所長、会計管理者	8 0, 2 0 0 円	8, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
	主監	7 5, 8 0 0 円	8, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
	室長、課長、参事、統括研究員、チーフディレクター、保健師長、所長（福祉事務所長を除く。）、館長、園長	6 6, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	4, 3 0 0 円
	室長補佐、課長補佐、副参事、所長補佐、館長補佐、副保健師長、副所長、副園長	5 9, 3 0 0 円	4, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円
《省略 》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

別添2-1

様式第16号(第9条の2、第10条第2項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

収入認定および家賃通知書

草津市営住宅条例第15条第3項の規定に基づき、下記のとおりあなたの世帯の収入等を認定しました。
その収入認定額に基づき、あなたの市営住宅の家賃は下記のとおりとなりますので通知します。

収入認定の計算基礎	入居者名		所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除	
		総所得額(円)		本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
		(		-	-	) ÷ =
収入認定分位		収入分位		現行家賃		
				割増率		
適用期間				近傍住宅の家賃		
月額家賃		家賃 + 割増料 - 減免額 =		月額家賃		
備考		この収入認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 市営住宅課 へ御連絡ください。				

別添2-2

様式第16号(第9条の2、第10条第2項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

収入認定および家賃通知書

草津市営住宅条例第15条第3項の規定に基づき、下記のとおりあなたの世帯の収入等を認定しました。
その収入認定額に基づき、あなたの市営住宅の家賃は下記のとおりとなりますので通知します。

収入認定の計算基礎	入居者名		所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除	
		総所得額(円)		本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
		(		-	-	) ÷ =
収入認定分位		収入分位		現行家賃		
				割増率		
適用期間				近傍住宅の家賃		
月額家賃		家賃 + 割増料 - 減免額 =		月額家賃		
備考		この収入認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 住宅課 へ御連絡ください。				

別添3-1

様式第17号(第10条第3項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

収入超過者認定通知書

あなたを収入超過者として認定します。市営住宅に3年以上入居されている方で、一定以上の所得を得ている方は、草津市営住宅条例30条の規定により、住宅を明け渡すよう努めてください。なお、引き続き入居される場合は、割増家賃を支払うことになります。

収入認定の計算基礎	入居者名		所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除	
		総所得額(円)		本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
		(		-	-	) ÷ =
収入認定分位		収入分位		現行家賃		
				割増率		
適用期間				近傍住宅の家賃		
月額家賃		家賃 + 割増料 - 減免額 =		月額家賃		
備考		この収入超過者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 市営住宅課 へ御連絡ください。				

別添3-2

様式第17号(第10条第3項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

収入超過者認定通知書

あなたを収入超過者として認定します。市営住宅に3年以上入居されている方で、一定以上の所得を得ている方は、草津市営住宅条例30条の規定により、住宅を明け渡すよう努めてください。なお、引き続き入居される場合は、割増家賃を支払うことになります。

収入認定の計算基礎	入居者名		所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除	
		総所得額(円)		本人控除(円)	扶養控除計(円)	収入認定額(円)
		(		-	-	) ÷ =
収入認定分位		収入分位		現行家賃		
				割増率		
適用期間				近傍住宅の家賃		
月額家賃		家賃 + 割増料 - 減免額 =		月額家賃		
備考		この収入超過者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 住宅課 へ御連絡ください。				

別添 4－1

様式第18号(第10条第4項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

高額所得者認定通知書

あなたを高額所得者として認定します。市営住宅に5年以上入居されている方で、最近2年間引き続き、一定額以上の所得の方は、高額所得者として、草津市営住宅条例第32条の規定により、住宅を明け渡していただくことになっています。

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 =	月額家賃 + - =		
備考 この高額所得者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 市営住宅課 へ御連絡ください。				

別添 4－2

様式第18号(第10条第4項関係)

番 号
年 月 日

様

草津市長

高額所得者認定通知書

あなたを高額所得者として認定します。市営住宅に5年以上入居されている方で、最近2年間引き続き、一定額以上の所得の方は、高額所得者として、草津市営住宅条例第32条の規定により、住宅を明け渡していただくことになっています。

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 =	月額家賃 + - =		
備考 この高額所得者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 住宅課 へ御連絡ください。				

別添 5－1

様式第 4 1 号（第 2 5 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

収入超過者認定通知書

あなたを収入超過者として認定します。市営住宅に3年以上入居されている方で、一定以上の所得を得ている方は、割増家賃をお支払いいただきます。

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 =	月額家賃 + - =		
備考 この収入超過者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 市営住宅課 へ御連絡ください。				

別添 5－2

様式第 4 1 号（第 2 5 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

収入超過者認定通知書

あなたを収入超過者として認定します。市営住宅に3年以上入居されている方で、一定以上の所得を得ている方は、割増家賃をお支払いいただきます。

収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
収入認定の計算基礎	入居者名	所得額(円)	本人控除計(円)	扶養控除
	総所得額(円) 本人控除(円) 扶養控除計(円) 収入認定額(円) () - - () ÷ =			
	収入認定分位	収入分位	現行家賃	
			割増率	
適用期間			近傍住宅の家賃	
月額家賃	家賃 + 割増料 - 減免額 =	月額家賃 + - =		
備考 この収入超過者認定に異議がある場合は本通知を受けた日から30日以内に、関係書類を添えて意見書を提出することができます。必要な方は市役所 住宅課 へ御連絡ください。				

(令和 6 年 4 月 1 日 揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第28号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第41条の2 《現行どおり》 （新築住宅等の固定資産税の減額申告書）	第1条～第41条の2 《省略》 （新築住宅等の固定資産税の減額申告書）
第42条 条例付則第7条の3 <u>第1項および第2項、 第4項から第7項まで</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の1によるものとする。	第42条 条例付則第7条の3 <u>第1項から第6項まで</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の1によるものとする。
2 条例付則第7条の3 <u>第8項および第11項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の2によるものとする。	2 条例付則第7条の3 <u>第7項および第10項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の2によるものとする。
3 条例付則第7条の3 <u>第9項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の3によるものとする。	3 条例付則第7条の3 <u>第8項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の3によるものとする。
4 条例付則第7条の3 <u>第10項および第12項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の4によるものとする。	4 条例付則第7条の3 <u>第9項および第11項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の4によるものとする。
5 条例付則第7条の3 <u>第13項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の5によるものとする。	5 条例付則第7条の3 <u>第12項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の5によるものとする。
6 条例付則第7条の3 <u>第14項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の6によるものとする。	6 条例付則第7条の3 <u>第13項</u> に規定する申告書は、別記様式第66号の6によるものとする。
第43条～第59条 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》 別記様式第6号（第3条関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第7号～別記様式第39号の2 《現行どおり》 別記様式第40号（第21条第1項関係） （別添2-1のとおり） 別記様式第40号の2（第21条第1項関係） （別添3-1のとおり） 別記様式第41号～別記様式第53号の2その1 《現行どおり》 別記様式第53号の2その2（第29条第2号関係） （別添4-1のとおり） 別記様式第53号の3～別記様式第53号の8その2 《現行どおり》 別記様式第53号の9（第29条第9号関係） （別添5-1のとおり） 別記様式第53号の10 《現行どおり》	第43条～第59条 《省略》 別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》 別記様式第6号（第3条関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第7号～別記様式第39号の2 《省略》 別記様式第40号（第21条第1項関係） （別添2-2のとおり） 別記様式第40号の2（第21条第1項関係） （別添3-2のとおり） 別記様式第41号～別記様式第53号の2その1 《省略》 別記様式第53号の2その2（第29条第2号関係） （別添4-2のとおり） 別記様式第53号の3～別記様式第53号の8その2 《省略》 別記様式第53号の9（第29条第9号関係） （別添5-2のとおり） 別記様式第53号の10 《省略》

改正後	改正前
別記様式第 5 4 号（第 3 0 条関係） （別添 6－1 のとおり）	別記様式第 5 4 号（第 3 0 条関係） （別添 6－2 のとおり）
別記様式第 5 4 号の 2 ≪現行どおり≫	別記様式第 5 4 号の 2 ≪省略≫
別記様式第 5 5 号（第 3 1 条関係） （別添 7－1 のとおり）	別記様式第 5 5 号（第 3 1 条関係） （別添 7－2 のとおり）
別記様式第 5 6 号～別記様式第 5 7 号 ≪現行どおり≫	別記様式第 5 6 号～別記様式第 5 7 号 ≪省略≫
別記様式第 5 8 号（第 3 4 条関係） （別添 8－1 のとおり）	別記様式第 5 8 号（第 3 4 条関係） （別添 8－2 のとおり）
別記様式第 5 9 号～別記様式第 6 2 号 ≪現行どおり≫	別記様式第 5 9 号～別記様式第 6 2 号 ≪省略≫
別記様式第 6 3 号（第 3 9 条第 4 項関係） （別添 9－1 のとおり）	別記様式第 6 3 号（第 3 9 条第 4 項関係） （別添 9－2 のとおり）
別記様式第 6 3 号の 2 ≪現行どおり≫	別記様式第 6 3 号の 2 ≪省略≫
別記様式第 6 3 号の 3（第 3 9 条第 5 項関係） （別添 1 0－1 のとおり）	別記様式第 6 3 号の 3（第 3 9 条第 5 項関係） （別添 1 0－2 のとおり）
別記様式第 6 3 号の 4～別記様式第 6 4 号 ≪現行どおり≫	別記様式第 6 3 号の 4～別記様式第 6 4 号 ≪省略≫
別記様式第 6 4 号の 2（第 4 1 条の 2 関係） （別添 1 1－1 のとおり）	別記様式第 6 4 号の 2（第 4 1 条の 2 関係） （別添 1 1－2 のとおり）
別記様式第 6 4 号の 3～別記様式第 6 6 号の 1 ≪現行どおり≫	別記様式第 6 4 号の 3～別記様式第 6 6 号の 1 ≪省略≫
別記様式第 6 6 号の 2（第 4 2 条第 2 項関係） （別添 1 2－1 のとおり）	別記様式第 6 6 号の 2（第 4 2 条第 2 項関係） （別添 1 2－2 のとおり）
別記様式第 6 6 号の 3（第 4 2 条第 3 項関係） （別添 1 3－1 のとおり）	別記様式第 6 6 号の 3（第 4 2 条第 3 項関係） （別添 1 3－2 のとおり）
別記様式第 6 6 号の 4（第 4 2 条第 4 項関係） （別添 1 4－1 のとおり）	別記様式第 6 6 号の 4（第 4 2 条第 4 項関係） （別添 1 4－2 のとおり）
別記様式第 6 6 号の 5（第 4 2 条第 5 項関係） （別添 1 5－1 のとおり）	別記様式第 6 6 号の 5（第 4 2 条第 5 項関係） （別添 1 5－2 のとおり）
別記様式第 6 6 号の 6（第 4 2 条第 6 項関係） （別添 1 6－1 のとおり）	別記様式第 6 6 号の 6（第 4 2 条第 6 項関係） （別添 1 6－2 のとおり）
別記様式第 6 7 号～別記様式第 8 5 号 ≪現行どおり≫	別記様式第 6 7 号～別記様式第 8 5 号 ≪省略≫

付 則

（施行期日）

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記様式第 5 3 号の 2 その 2 および別記様式第 5 3 号の 9 の改正規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- この規則の施行の際現にある改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

別添1-1

様式第6号(第3条関係)

滋賀県 草津市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		領収証書 ㊦	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
2 5 2 0 6 9		0 1 0 3 0 — 4 — 9 6 0 1 3 1		草津市会計管理者	
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額		給与分(一括徴収分を含む)	
納期限		年 月 日		退 職 所得分	
額		督 促 手数料		延滞金	
(2)		合 計 額		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
(特別徴収義務者)		住 所 又は 所在地		領 収 日 付 印	
氏 名 又は 名 称		様		印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

滋賀県 草津市		個人市民税 個人県民税 森林環境税		納入書 ㊦	
市区町村コード		口座番号		加入者名	
2 5 2 0 6 9		0 1 0 3 0 — 4 — 9 6 0 1 3 1		草津市会計管理者	
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額		給与分(一括徴収分を含む)	
納期限		年 月 日		退 職 所得分	
額		督 促 手数料		延滞金	
(2)		合 計 額		億 千 百 十 万 千 百 十 円	
※ 口 計		口 計		合 計 額	
円		円		円	
※は郵便局において使用する欄です。		(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
住 所 又は 所在地		氏 名 又は 名 称		様	

(金融機関保管)

コード 029	滋賀県 草津市	個人市民税 個人県民税 森林環境税	納入済通知書 ㊦		
市区町村コード		口座番号		加入者名	
2 5 2 0 6 9		0 1 0 3 0 — 4 — 9 6 0 1 3 1		草津市会計管理者	
年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1) 円	
納 入 金 額		給与分(一括徴収分を含む)		退 職 所得分	
延滞金		督 促 手数料		合 計 額	
(2)		(特別徴収義務者)		住 所 又は 所在地	
領 収 日 付 印		氏 名 又は 名 称		様	

上記のとおり通知します。(受付店→滋賀銀行草津市役所代理店(取りまとめ店)→草津市) (草津市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書	
(受付印)	
(あて先) 草 津 市 長 年 月 日提出	
年 月 分 人員 人	
退 職 手 当 等 支 払 金 額	
特 別 徴 収 額	
市 民 税	
県 民 税	
特 別 徴 収 義 務 者	
住 所 又は 所在地	
氏 名 又は 名 称	
印	
法人番号 または 個人番号	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	

別添1-2

様式第6号(第3条関係)

市区町村コード		口座番号		加入者名																
2	5	2	0	6	9	0	1	0	3	0	—	4	—	9	6	0	1	3	1	草津市会計管理者
		指 定 番 号		納入金額(1)		円														
年 月 分																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																	
		退職所得分																		
		延滞金																		
		督促手数料																		
納期限	年 月 日	額(2)	合計額																	
(特別徴収義務者)										領 取 日 付 印										
住 所 〒 または 所在地 氏 名 または 名 称										様 印										

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名																
2	5	2	0	6	9	0	1	0	3	0	—	4	—	9	6	0	1	3	1	草津市会計管理者
		指 定 番 号		納入金額(1)		円														
年 月 分																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																	
		退職所得分																		
		延滞金																		
		督促手数料																		
納期限	年 月 日	額(2)	合計額																	
※ 口計	口 円																			
(特別徴収義務者)										領 取 日 付 印										
住 所 〒 または 所在地 氏 名 または 名 称										様 印										

※は郵便局において使用する欄です。(金融機関保管)

コード 029		市区町村コード		口座番号		加入者名														
2	5	2	0	6	9	0	1	0	3	0	—	4	—	9	6	0	1	3	1	草津市会計管理者
		指 定 番 号		納入金額(1)		円														
年 月 分																				
1D コード 測定年度取内C/D 経日、詳細、年度分、納、C/D		給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円																	
		退職所得分																		
		延滞金																		
		督促手数料																		
納期限	年 月 日	額(2)	合計額																	
取 り ま と め 大阪府金事務所 (〒539-8794)																				
(特別徴収義務者)										領 取 日 付 印										
住 所 〒 または 所在地 氏 名 または 名 称										様 印										

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

上記のとおり通知します。(受付店→滋賀銀行草津市役所代理店(取りまとめ店)→草津市) (草津市保管)

市 民 税 納 入 申 告 書									
(あて先) 草 津 市 長 年 月 日提出								(受 付 印)	
年 月 分								人 員	
退 職 手 当 等 支 払 金 額								人	
特 別 徴 収 額								市 民 税	
								県 民 税	
特 別 徴 収 義 務 者	住 所 または 氏 名 または 個人番号	〒						印	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									

別添 2-1

様式第40号(第21条第1項関係)

年 月 日

滋賀県草津市長

還付通知書

下記の通り過誤納金額を還付(払戻)します。

※森林環境税の課税がある場合の還付の金額は森林環境税に対する委託納付・納入の金額を含みます。

※林外環境税の賦税がある場合の還付の金額は、林外環境税に対する安価納付・納入の金額を占めます。								
年 度		年 度 分				税(料)目		
還 付 合 計 額		円				通知書番号		
						宛名番号		
期別(月)	納付(入)日 (最終)	納付済額 (円)	納付すべき額 (円)	過誤納本税(料)額 (円)	還付すべき 督促料(円)	還付すべき 延滞金(円)	計 (円)	歳入出
	還付加算金		合 計					

還付理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、裁決を経ずに訴訟を提起することができる場合があります。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分、または裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求、または処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

【お問い合わせ先】

宛名番号:

年 月 日

滋賀県草津市長

【お問い合わせ先】

下記の通り過誤納金額を充当します。

《充当先》

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、裁決を経ずに訴訟を提起することができる場合があります。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分、または裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求、または処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

宛名番号:

別添4-1

様式第53号の2その2(第29条第2号関係)

課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費		配偶者	老人	その他障害	
給付所得(所得金額調整控除後)				社会保険料		扶養	特定	寡婦	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済			(内同居)	ひとり親	
農業		株式等譲渡		生命保険料			老人	勤労学生	
不動産		先物取引		地震保険料			16歳未満	未成年	
利子		山林		障・寡・ひ・勤			その他		
配当		総合退職		配偶者		障害者	(内同居)		
(公的年金等収入)	()	純繰越損失		配偶者特別			特別		
雑		雑繰越損失		扶養			その他		
譲渡・一時		株式等繰越損失		所得控除合計		税額控除の内訳	市分控除額(円)	県分控除額(円)	
		先物繰越損失		基礎		住宅借入金			
		居住用繰越損失		課税標準額		寄附金			
				総額減税		その他税額控除等			
						配当・譲渡割			
						備考			
合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

*この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添4-2

様式第53号の2その2(第29条第2号関係)

課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費		配偶者	老人	その他障害	
給付所得(所得金額調整控除後)				社会保険料		扶養	特定	寡婦	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済			(内同居)	ひとり親	
農業		株式等譲渡		生命保険料			老人	勤労学生	
不動産		先物取引		地震保険料			16歳未満	未成年	
利子		山林		障・寡・ひ・勤			その他		
配当		総合退職		配偶者		障害者	(内同居)		
(公的年金等収入)	()	純繰越損失		配偶者特別			特別		
雑		雑繰越損失		扶養			その他		
譲渡・一時		株式等繰越損失		所得控除合計		税額控除の内訳	市分控除額(円)	県分控除額(円)	
		先物繰越損失		基礎		住宅借入金			
		居住用繰越損失		課税標準額		寄附金			
				総額減税		その他税額控除等			
						配当・譲渡割			
						備考			
合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

*この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添5－1

様式第53号の9(第29条第9号関係)

非課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
				医療費		配偶者	老人	その他障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	社会保険料		扶養	特定	寡婦	
給付所得(所得金額調整控除後)				小規模共済			(内同居)	ひとり親	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		生命保険料			老人	勤労学生	
				地震保険料			16歳未満	未成年	
農業		株式等譲渡		障・寡・ひ・勤			その他		
				配偶者		障害者	(内同居)		
不動産		先物取引		配偶者特別		障害者	特別		
				扶養			その他		
利子		山林				税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
				基礎		住宅借入金			
配当		総合退職		所得控除合計		寄附金			
(公的年金等収入)	()	繰越損失額		課税標準額		その他税額控除等			
雑		純繰越損失		総合		配当・譲渡割			
		雑繰越損失		分離短期		定額減税			
譲渡・一時		株式等繰越損失		分離長期		備考			
		先物繰越損失		株式等譲渡等					
		居住用繰越損失		先物取引等					
合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

*この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添5－2

様式第53号の9(第29条第9号関係)

非課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
				医療費		配偶者	老人	その他障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	社会保険料		扶養	特定	寡婦	
給付所得(所得金額調整控除後)				小規模共済			(内同居)	ひとり親	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		生命保険料			老人	勤労学生	
				地震保険料			16歳未満	未成年	
農業		株式等譲渡		障・寡・ひ・勤			その他		
				配偶者		障害者	(内同居)		
不動産		先物取引		配偶者特別		障害者	特別		
				扶養			その他		
利子		山林				税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
				基礎		住宅借入金			
配当		総合退職		所得控除合計		寄附金			
(公的年金等収入)	()	繰越損失額		課税標準額		その他税額控除等			
雑		純繰越損失		総合		配当・譲渡割			
		雑繰越損失		分離短期		備考			
譲渡・一時		株式等繰越損失		分離長期					
		先物繰越損失		株式等譲渡等					
		居住用繰越損失		先物取引等					
合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

*この証明書は、所得証明書を兼ねています。

*この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添6-1

様式第54号(第30条関係)

市民税・県民税・**森林環境税** 税額
納税 通知書

この納税通知書により、各納期の納税をそれぞれの納期限までに
納めてください。

【普通徴収期割納付額】

期 別	納 付 額	納 期 限
全 期 分		
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

年 金 の 種 類
支 払 者 名 称

【年金特別徴収月割徴収額】

下記に口座情報の記載がある方は口座振替納税です。
(普通徴収分)

金 融 機 関	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口座名義人	

徴収月	徴 収 額
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

徴収月	徴 収 額
(翌4月)	
(翌6月)	
(翌8月)	

※公的年金特別徴収対象者
のみ

【本書にて納付すべき金額】

年 税 額	給与特別徴収税	普 通 徴 収 税 額	年金特別徴収税額

通 知 番 号

別添6-2

様式第54号(第30条関係)

市民税・県民税 税額
納税 通知書

この納税通知書により、各納期の納税をそれぞれの納期限までに
納めてください。

【普通徴収期割納付額】

期 別	納 付 額	納 期 限
全 期 分		
第1期分		
第2期分		
第3期分		
第4期分		

年 金 の 種 類
支 払 者 名 称

【年金特別徴収月割徴収額】

下記に口座情報の記載がある方は口座振替納税です。
(普通徴収分)

金 融 機 関	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口座名義人	

徴収月	徴 収 額
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

徴収月	徴 収 額
(翌4月)	
(翌6月)	
(翌8月)	

※公的年金特別徴収対象者
のみ

【本書にて納付すべき金額】

年 税 額	給与特別徴収税	普 通 徴 収 税 額	年金特別徴収税額

通 知 番 号

別添 7 - 1

様式第55号(第31条関係)

年度
市 県 民 税 税 額 変 更 (決 定) 通 知 書

あなたの納めていただく市県民税は下記の事由により更正しましたので通知します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行または手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間を経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。また、この通知書を受け取られる直前に納付された場合は、納付済額及び差引未納(還付)額が異なることがありますのでご了承ください。

◎決定または変更理由	宛 名 番 号

滋賀県草津市長

◎所得及び所得控除 (円)				◎課税標準額及び税額 (円)				◎扶養・本人区分等																				
区分		変更前の額	変更後の額	区分		変更前の額	変更後の額	扶養区分	控除配	扶養	扶養障害者																	
								有	老人	特定	同	老人	16歳未満	その他	同	特別	その他											
所得内	給与(調整控除後)			課税標準額	短期譲渡			変更前																				
	営業等				長期譲渡			変更後																				
	農業				山林・その他所得			本人区分等	未成年	特	普	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡										
	肉用牛				総所得	市民税																						
	不動産				分離短期譲渡所得	市民税																						
	利子・配当				分離長期譲渡所得	市民税																						
	雑	公的年金等				山林所得	市民税			特別徴収を行う公的年金	特別徴収義務者	特別徴収対象年金																
	所得金額①	雑損・その他				調整控除額	市民税																					
	所得控除額②	所得金額①				配当控除額	市民税						◎下記に口座情報の記載がある方は 口座振替納税です。(普通徴収分)	金融機関	口座種別	口座番号	口座名義人	振替方法										
		雑損・医療費				住宅借入金等特別控除額	市民税																					
社保・小規模				寄附金控除額	市民税																							
寄附金				その他税額控除額	市民税																							
地震保険料				配当割又は譲渡割の控除額	市民税			◎公的年金特別徴収月割額 (円)	区分	変更前の額	変更後の額	差引増減額																
生命保険料				定額減税額	市民税								4月															
障害・寡・ひ・勤				均等割額	市民税								5月															
配偶者控除				年税額	市民税								6月															
配偶者特別控除				配当割又は譲渡割の控除額	市民税			7月																				
扶養控除				山林環境税額	市民税			8月																				
基礎控除							9月																					
控除合計							10月																					
							11月																					
							12月																					
							1月																					
							2月																					
							3月																					
							合計																					
							◎翌年度の仮徴収税額 (円)	徴収月	4月	6月	8月																	
							変更前																					
							変更後																					

別添7-2

様式第55号(第31条関係)

年度
市県民税額変更(決定)通知書

あなたの納めていただく市県民税は下記の事由により更正しましたので通知します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。また、この通知書を受け取られる直前に納付された場合は、納付済額及び差引未納(還付)額が異なる場合がありますのでご了承ください。

◎決定または変更理由

宛 名 番 号

滋賀県草津市長

◎所得及び所得控除

(円)

◎課税標準額及び税額

(円)

◎扶養・本人区分等

区分	変更前の額	変更後の額
給与収入金額		
給与(調整控除後)		
営業等所得		
農林所得		
肉用牛所得		
不動産所得		
利子・配当所得		
総合譲渡・一時所得		
雑所得		
公的年金等所得		
業務・その他所得		
総所得金額①		
分離短期譲渡所得		
分離長期譲渡所得		
山林・その他所得		
雑損・医療費控除		
社保・小規模所得		
寄附金控除		
地震保険料控除		
生命保険料控除		
障害・寡・ひ・勤		
配偶者控除		
配偶者特別控除		
扶養控除		
基礎控除		
控除合計②		

◎事業所情報

指定番号	整理番号
受給者番号	
事業所名称	

区分	変更前の額	変更後の額
課税標準額		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
山林・その他所得		
総所得金額		
分離短期譲渡所得		
分離長期譲渡所得		
山林・その他所得		
調整控除額		
配当控除額		
住宅借入金等特別控除額		
寄附金控除額		
その他税額控除額		
配当割又は譲渡割の控除額		
均等割額		
年税額		
配当譲渡割控除不足額		

扶養区分	控対配	扶養					扶養障害			
	有り	老人	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同特	特別	その他
変更前			人	人	人	人	人	人	人	
変更後			人	人	人	人	人	人	人	
本人区分等	未成年	本人控除							家庭敷	
		特障	普障	寡婦 一般	寡夫 特別	ひ親	勤学			
変更前										
変更後										

◎特別徴収を行う公的年金

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

◎下記に口座情報の記載がある方は
口座振替納税です。(普通徴収分)

金融機関	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

◎給与特別徴収月割額

(円)

◎普通徴収月割額

(円)

◎公的年金特別徴収月割額

(円)

区分	変更前の額	変更後の額	差引増減額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
合計			

期別	納期限	変更前の額	変更後の額	差引増減額
1期				
2期				
3期				
4期				
随期				
随期				
合計				

区分	変更前の額	変更後の額	差引増減額
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

◎翌年度の仮徴収税額 (円)

徴収月	4月	6月	8月
変更前			
変更後			

別添8-1

様式第58号(第34条関係)

納 税 義 務 者	住 所 草津市 (所在地)	転勤などによる 年度市民税・県民税・ <u>森林環境税</u> 特別徴収税額通知書									
	氏 名 (名 称)										
様		異 動 処 理 年 月 日									
新しい特別徴収義務者、特 徴 番 号 及 び 納 税 者 番 号											
異動前の特別徴収義務者、特 徴 番 号 及 び 納 税 者 番 号											
月 割 額	合 計 額	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月			
	特 別 徴 収 通 知 済 税 額	円	円	円	円	円	円	円			
	旧特別徴収義務者 で徴収すべき額										
	新特別徴収義務者 で徴収すべき額										
1 月		2 月	3 月	4 月	5 月	納税者の異動により、特別徴収税額を 上記のとおり通知します。 年 月 日 滋賀県草津市長 印					
円		円	円	円	円						

別添8-2

様式第58号(第34条関係)

納 税 義 務 者	住 所 草津市 (所在地)	転勤などによる 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書									
	氏 名 (名 称)										
様		異 動 処 理 年 月 日									
新しい特別徴収義務者、特 徴 番 号 及 び 納 税 者 番 号											
異動前の特別徴収義務者、特 徴 番 号 及 び 納 税 者 番 号											
月 割 額	合 計 額	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月			
	特 別 徴 収 通 知 済 税 額	円	円	円	円	円	円	円			
	旧特別徴収義務者 で徴収すべき額										
	新特別徴収義務者 で徴収すべき額										
1 月		2 月	3 月	4 月	5 月	納税者の異動により、特別徴収税額を 上記のとおり通知します。 年 月 日 滋賀県草津市長 印					
円		円	円	円	円						

別添9－1

様式第63号(第39条第4項関係)

市 県 民 税 減 免 申 請 書					
森 林 環 境 税 免 除 申 請 書					
No. _____					
年 度	年 度	税 目	市 県 民 税		
納 期	第 期(月)	納 付 額	森 林 環 境 税		
			円	納 付 の 特 徴	徴 徴
			方 法		
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由					
上記のとおり市民税・県民税および森林環境税を減免(免除)されたく別紙のように証明書を添えて申請いたします。					
年 月 日					
納税者 住 所 _____					
氏 名 _____					
草津市長 宛					
備 考	この申請書には必ず、その理由を証する証明書を添付すること。				

別添9－2

様式第63号(第39条第4項関係)

市 県 民 税 減 免 申 請 書					
No. _____					
年 度	年 度	税 目	市 県 民 税		
納 期	第 期(月)	納 付 額	円	納 付 の 特 徴	徴 徴
			方 法		
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由					
上記のとおり市民税・県民税を減免されたく別紙のように証明書を添えて申請いたします。					
年 月 日					
納税者 住 所 _____					
氏 名 _____					
草津市長 宛					
備 考	この申請書には必ず、その理由を証する証明書を添付すること。				

様式第63号の3(第39条第5項関係)

市県民税減免 森林環境税免除				決定通知書			
申請者　住所氏名様				第 号 年 月 日			
滋賀県草津市長				(印)			
年 月 日付けで申請のありました、 年度市県民税および森林環境税の減免(免除) については、下記のとおり決定しましたので通知如下。							
記							
減免(免除)番号	納税義務者	整理番号					
決 定 内 容	【市県民税】						
	1 全額免除 4 下記理由により減免できません。 2 全期分の減免 3 納期未到来分の減免 5 その他 減免率 %						
	【森林環境税】						
		1 全額免除		2 下記理由により免除できません。			
減 免 (免 除) 額				円			
	当初税额	減免税額	差引税额	特 別 徴 収	普 通 徴 収		
普通徴収				既納付額	月まで	第 期ま	
					円	円	
	第 1 期			減免後の納付税額	月	期	
	第 2 期				円	円	
	第 3 期						
	第 4 期						
	随時期間				月以降	月以降	
合 計				円	円		
減 免 (免 除) できない理由							
今後の納付方法等について	(変更後の納期限等)						

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添10-2

様式第63号の3(第39条第5項関係)

市県民税減免決定通知書										
申請者 住所 氏名 様						第 号 年 月 日				
						滋賀県草津市長 印				
年 月 日付けで申請のありました、年度市県民税の減免については、下記のとおり決定しましたので通知します。										
記										
減免番号		納税義務者		整理番号						
決 定 内 容		1 全額免除 4 下記理由により減免できません。								
		2 全期分の減免 5 その他								
		3 納期未到来分の減免 減免率 %								
減 免 額		円								
		当初税額	減免額	差引税額		特 別 徴 収	普 通 徴 収			
特 別 徴 収 普 通 徴 収		第 1 期			既 納 付 額	月まで	第 期まで			
		第 2 期				円	円			
		第 3 期				減 免 後 の 納 付 税 額	月	期		
		第 4 期					円	円		
		随 時 期				月以降	月以降			
		合 計				円	円			
減 免 で き な い 理 由										
今後の納付方法等について		(変更後の納期限等)								

(注) 市県民税の減免を受けた後、減免の理由が消滅した場合(就労等により収入を得た場合等)においては、必ず税務課市民税係まで申し出てください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別添 1 1 - 1

様式第 6 4 号の 2 (第 4 1 条の 2 関係)

固定資産税・都市計画税非課税申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者

住所(所在地)
氏名(名 称)
電話番号
個人番号または法人番号(右記記載)

次の固定資産を地方税法第 3 4 8 条第 項第 号 の非課税の用に供していますので、草津市税条例の規定に基づき申告します。

土 地	所在地	地目	地積	用途		直接その目的に供し始めた時期
			m ²			
家 屋	所在地・家屋番号	種類	構造	床面積	用途	直接その目的に供し始めた時期
				m ²		
償 却 資 産	所在地	種類	品名	数量	用途	直接その目的に供し始めた時期
設立、指定、登録、登記開始年月日						
土地の区域変更年月日						

※添付書類一覧

- ①非課税の規定に該当する事実を証明する書類
②土地については位置図、家屋については見取図
③非課税の規定の適用を受けようとする土地、家屋および償却資産を無償で貸与している場合には、その事実を証明する書類

別添 1 1 - 2

様式第 6 4 号の 2 (第 4 1 条の 2 関係)

固定資産税・都市計画税非課税申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者

住所(所在地)
氏名(名 称)
電話番号
個人番号または法人番号(右記記載)

次の固定資産を地方税法第 3 4 8 条第 2 号 号の非課税の用に供していますので、草津市税条例の規定に基づき申告します。

土 地	所在地	地目	地積	用途		直接その目的に供し始めた時期
			m ²			
家 屋	所在地・家屋番号	種類	構造	床面積	用途	直接その目的に供し始めた時期
				m ²		
償 却 資 産	所在地	種類	品名	数量	用途	直接その目的に供し始めた時期
設立、指定、登録、登記開始年月日						
土地の区域変更年月日						

※添付書類一覧

- ①非課税の規定に該当する事実を証明する書類
②土地については公図、家屋については見取図
③非課税の規定の適用を受けようとする土地、家屋および償却資産を無償で貸与している場合には、その事実を証明する書類

添付 1 2 - 1

様式第 6 6 号の 2 (第 4 2 条第 2 項関係)

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者(納税義務者)

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右記記載)

草津市税条例付則第 7 条の 3 第 8 項または第 1 1 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地	草津市				
家 屋 番 号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他		
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他				
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階				
家 屋 の 床 面 積	1 階	m ²	1 階以外	m ² 合計	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円		
※耐震改修完了後 3 ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由					

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

添付 1 2 - 2

様式第 6 6 号の 2 (第 4 2 条第 2 項関係)

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者(納税義務者)

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右記記載)

草津市税条例付則第 7 条の 3 第 7 項または第 1 0 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地	草津市				
家 屋 番 号	構造	ア 木造 ウ 鉄骨造 オ 軽量鉄骨造	イ 鉄筋コンクリート エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 カ その他		
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他				
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階				
家 屋 の 床 面 積	1 階	m ²	1 階以外	m ² 合計	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円		
※耐震改修完了後 3 ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由					

(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。

添付13-1

様式第66号の3（第42条第3項関係）

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第9項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地		草津市	
家 屋 番 号		構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 床 面 積	居住部分 m ² その他 m ² 計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日		年 月 日
改修工事完了年月日	年 月 日		
居 住 者 の 氏 名		居住者の住所	
居 住 者 の 区 分	ア 要支援・要介護認定者 イ 障害のある人 ウ 65歳以上の人		
改修工事に要した費用①	改修工事に伴う補助金等②	自己負担額（①-②）	
円	円	円	
改修工事完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

本申告書記載の内容を審査するに当たり、住所・介護保険給付および助成制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに

同意します

同意しません

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で必要な書類を追加で提出していただくことになります。

添付14-1

様式第66号の4（第42条第4項関係）

熱損失防止改修（省エネ改修）工事等に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第10項または第12項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地		草津市	
家 屋 番 号		構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅（賃貸部分以外）		
家 屋 の 床 面 積	居住部分 m ² その他 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日		年 月 日
省エネ改修工事等が完了した年月日	年 月 日	省エネ改修工事に要した費用	ア～エの合計 円
		上記以外の設置工事に要した費用	オの合計 円
改修工事内容（該当に○）	ア 窓の改修工事（必須） ウ 天井の断熱改修工事 オ 太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム設置工事	イ 床の断熱改修工事 エ 壁の断熱改修工事	
省エネ改修工事等完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の構造および種類、改修工事内容について、該当するものを○で囲む。

添付13-2

様式第66号の3（第42条第3項関係）

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第8項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地		草津市	
家 屋 番 号		構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 床 面 積	居住部分 m ² その他 m ² 計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日		年 月 日
改修工事完了年月日	年 月 日		
居 住 者 の 氏 名		居住者の住所	
居 住 者 の 区 分	ア 要支援・要介護認定者 イ 障害のある人 ウ 65歳以上の人		
改修工事に要した費用①	改修工事に伴う補助金等②	自己負担額（①-②）	
円	円	円	
改修工事完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

本申告書記載の内容を審査するに当たり、住所・介護保険給付および助成制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに

同意します

同意しません

※該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で必要な書類を追加で提出していただくことになります。

添付14-2

様式第66号の4（第42条第4項関係）

熱損失防止改修（省エネ改修）工事等に伴う固定資産税減額申告書

草津市長 宛 年 月 日

申告者（納税義務者）

住所

氏名または名称

電話番号

個人番号または法人番号(右詰記載)

草津市税条例付則第7条の3第9項または第11項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。

家 屋 の 所 在 地		草津市	
家 屋 番 号		構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅（賃貸部分以外）		
家 屋 の 床 面 積	居住部分 m ² その他 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日		年 月 日
省エネ改修工事等が完了した年月日	年 月 日	省エネ改修工事に要した費用	ア～エの合計 円
		上記以外の設置工事に要した費用	オの合計 円
改修工事内容（該当に○）	ア 窓の改修工事（必須） ウ 天井の断熱改修工事 オ 太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム設置工事	イ 床の断熱改修工事 エ 壁の断熱改修工事	
省エネ改修工事等完了後3月以内に申告書を提出できなかった理由			

(注)家屋の構造および種類、改修工事内容について、該当するものを○で囲む。

添付 15 - 1

様式第 6 6 号の 5 (第 4 2 条第 5 項関係)

マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書			
草津市長 宛		年 月 日	
申告者 (納税義務者)		住所	
氏名または名称			
電話番号			
個人番号または法人番号(右詰記載)			
草津市税条例付則第 7 条の 3 第 1 3 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。			
家 屋 の 所 在 地	草津市		
家 屋 番 号			
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階		
家 屋 の 床 面 積	1 階 m ² 1 階以外 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日 年 月 日		
当該工事が完了した年月日	年 月 日		
※当該工事完了後 3 ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由			
(注)家屋の種類について、該当するものを○で囲む。			

添付 16 - 1

様式第 6 6 号の 6 (第 4 2 条第 6 項関係)

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書			
草津市長 宛		年 月 日	
申告者 (納税義務者)		住所	
氏名または名称			
電話番号			
個人番号または法人番号(右詰記載)			
草津市税条例付則第 7 条の 3 第 1 4 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。			
家 屋 の 所 在 地	草津市		
家 屋 番 号	構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他	
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階		
家 屋 の 床 面 積	1 階 m ² 1 階以外 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日	登記年 月 日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円
※耐震改修完了後 3 月以内に申告書を提出できなかった理由			
(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。			

添付 15 - 2

様式第 6 6 号の 5 (第 4 2 条第 5 項関係)

マンション長寿命化工事に伴う固定資産税減額申告書			
草津市長 宛		年 月 日	
申告者 (納税義務者)		住所	
氏名または名称			
電話番号			
個人番号または法人番号(右詰記載)			
草津市税条例付則第 7 条の 3 第 1 2 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。			
家 屋 の 所 在 地	草津市		
家 屋 番 号			
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階		
家 屋 の 床 面 積	1 階 m ² 1 階以外 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日 登記年 月 日 年 月 日		
当該工事が完了した年月日	年 月 日		
※当該工事完了後 3 ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由			
(注)家屋の種類について、該当するものを○で囲む。			

添付 16 - 2

様式第 6 6 号の 6 (第 4 2 条第 6 項関係)

耐震基準適合家屋改修に伴う固定資産税減額申告書			
草津市長 宛		年 月 日	
申告者 (納税義務者)		住所	
氏名または名称			
電話番号			
個人番号または法人番号(右詰記載)			
草津市税条例付則第 7 条の 3 第 1 3 項の規定に基づき、固定資産税の減額を申告します。			
家 屋 の 所 在 地	草津市		
家 屋 番 号	構造	ア 木造 イ 鉄筋コンクリート ウ 鉄骨造 エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 オ 軽量鉄骨造 カ その他	
家 屋 の 種 類	ア 専用住宅 イ 併用住宅 ウ 共同住宅 エ その他		
家 屋 の 階 数	地上 階 地下 階		
家 屋 の 床 面 積	1 階 m ² 1 階以外 m ² 合計 m ²		
建 築 年 月 日	年 月 日	登記年 月 日	年 月 日
耐震改修が完了した年月日	年 月 日	耐震改修に要した費用	円
※耐震改修完了後 3 月以内に申告書を提出できなかった理由			
(注)家屋の構造および種類について、該当するものを○で囲む。			

(令和 6 年 4 月 1 日 揭示済み)

草津市建築基準法等施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第29号

草津市建築基準法等施行細則等の一部を改正する規則

(草津市建築基準法等施行細則の一部改正)

第1条 草津市建築基準法等施行細則(平成3年草津市規則第22号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前																
第1条～第12条 <現行どおり> (許可申請書に添付する図書等) 第13条 <現行どおり> 2 省令第10条の4第4項の規定による許可申請書には、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>図書の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> <tr> <td>配置図</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が<u>政令第138条第4項第2号ハ</u>からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)</td></tr> <tr> <td><現行どおり></td><td><現行どおり></td></tr> </table> 3 <現行どおり> 第14条～第21条 <現行どおり> (工程届) 第22条 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物等が建築主事<u>または建築副主事</u>の指示した工程に達したときは、そのつど工程届(別記様式第16号)を建築主事<u>または建築副主事</u>に提出しなければならない。 (工事の取り止め届) 第23条 <現行どおり> 2 法、政令、省令、県条例またはこの規則の定めるところにより市長、建築主事、<u>建築副主事</u>または確認機関に提出した申請を取り下げるときは、申請取り下げ届(別記様式第18号)を市長、建築主事、<u>建築副主事</u>または確認機関に提出しなければならない。ただし、確認機関に提出する場合、各機関ごとの定める書式による。	図書の種類	明示すべき事項	<現行どおり>	<現行どおり>	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が <u>政令第138条第4項第2号ハ</u> からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)	<現行どおり>	<現行どおり>	第1条～第12条 <省略> (許可申請書に添付する図書等) 第13条 <省略> 2 省令第10条の4第4項の規定による許可申請書には、次の表に掲げる図書を添付しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>図書の種類</th><th>明示すべき事項</th></tr> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> <tr> <td>配置図</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が<u>政令第138条第3項第2号ハ</u>からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)</td></tr> <tr> <td><省略></td><td><省略></td></tr> </table> 3 <省略> 第14条～第21条 <省略> (工程届) 第22条 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物等が建築主事の指示した工程に達したときは、そのつど工程届(別記様式第16号)を建築主事に提出しなければならない。 (工事の取り止め届) 第23条 <省略> 2 法、政令、省令、県条例またはこの規則の定めるところにより市長、建築主事または確認機関に提出した申請を取り下げるときは、申請取り下げ届(別記様式第18号)を市長、建築主事または確認機関に提出しなければならない。ただし、確認機関に提出する場合、各機関ごとの定める書式による。	図書の種類	明示すべき事項	<省略>	<省略>	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が <u>政令第138条第3項第2号ハ</u> からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)	<省略>	<省略>
図書の種類	明示すべき事項																
<現行どおり>	<現行どおり>																
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が <u>政令第138条第4項第2号ハ</u> からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)																
<現行どおり>	<現行どおり>																
図書の種類	明示すべき事項																
<省略>	<省略>																
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における工作物の位置および申請に係る工作物と他の工作物との別(申請に係る工作物が <u>政令第138条第3項第2号ハ</u> からチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別を含む。)																
<省略>	<省略>																

改正後	改正前
(国、県等への準用) 第24条 国、都道府県、<u>建築主事もしくは建築副主事</u>を置く市町村の長またはこれらの委任を受けた者が、法第18条第2項の規定により通知しようとするときは第4条および第5条の規定を、法第18条第3項の規定により通知を受けたときは前4条の規定を準用する。 第25条～第26条 <現行どおり> 別記様式第1号 <現行どおり> 別記様式第1号の2 (第4条第1項第4号関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第1号の3～別記様式第1号の6 <現行どおり> 別記様式第1号の7 (第4条第2項第5号関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第1号の8 (第4条の2第1号関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第1号の9～別記様式第19号 <現行どおり>	(国、県等への準用) 第24条 国、都道府県<u>もしくは建築主事</u>を置く市町村の長またはこれらの委任を受けた者が、法第18条第2項の規定により通知しようとするときは第4条および第5条の規定を、法第18条第3項の規定により通知を受けたときは前4条の規定を準用する。 第25条～第26条 <省略> 別記様式第1号 <省略> 別記様式第1号の2 (第4条第1項第4号関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第1号の3～別記様式第1号の6 <省略> 別記様式第1号の7 (第4条第2項第5号関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第1号の8 (第4条の2第1号関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第1号の9～別記様式第19号 <省略>

(草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年草津市規則第25号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u> (趣旨) 第1条 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)および<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 第2条 <現行どおり> (建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更) 第3条 <現行どおり> 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第3条の軽微な変更	<u>草津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u> (趣旨) 第1条 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行について、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)および<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)ならびに建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 第2条 <省略> (建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更) 第3条 <省略> 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が規則第3条の軽微な変更